

## D. 考察

### 1. 病院における今後必要な総合的温暖化対策

病院における今後必要な総合的温暖化対策としては、次にあるような事項が重要である。

特に、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出原単位の削減に寄与した取組み・要因は、基本的に「消費エネルギーの削減」である。この理念を、病院施設・病院団体及びこれに属する役職員・関係者等が共通理念として持って、様々な対策を推進していくことが重要である。

- 1) 消費エネルギー量を削減するという理念の共通認識化と実行
- 2) 病院施設全体で組織の有無にかかわらず省エネルギーへの取組み
- 3) 身近な様々な省エネルギー活動の実施率の嵩上げ
- 4) 延べ床面積5万㎡以上等の大規模病院における一層の省エネルギーへの取組み
- 5) 新築・増築・改築等における重油・灯油等化石燃料から電気・ガスへのエネルギー転換の一層の推進
- 6) 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に対応した外皮・設備効率の向上

### 2. 病院が必要とする国の支援策等

病院が必要とする国の支援策等としては、次にあるような事項が重要である。

- 1) 補助・支援・融資制度等の拡充を
- 2) 電気料金の高騰や再生可能エネルギー賦課金の増大に対する医療面での対応を
- 3) 民間病院業界の低炭素社会実行計画フォローアップ作業等へ国の経済的支援を
- 4) スマートメーター等の病院等医療機関への一層の優先配備を
- 5) 高度医療機器のエネルギー効率改善や待機電力対策等の運用管理改善等への国の支援を
- 6) 病院のエネルギー運用管理システムへの国の一層の導入助成や技術開発支援を

### (1) 補助・支援・融資制度等の拡充を

2014年度の「自主的アンケート調査」によれば、「省エネ活動・地球温暖化対策に必要とされること」を具体的に聞いたところ、下記のような意見であった。(表1-10参照)

すなわち、必要とされる最も上位の分野としては、「診療報酬に省エネ・温暖化対策面からの配慮」45.6%、「税制に省エネ・温暖化対策面からの配慮」39.8%、「省エネ投資・温暖化対策投資の補助金、低利融資等の創設」29.1%と、経済面における支援・補助が強く求められている。

また、情報提供面についても必要性が高く、「省エネ投資・温暖化対策投資の費用対効果の情報提供」38.5%、「省エネ投資・温暖化対策投資の補助金、低利融資等の紹介」31.9%、「先進事例の紹介」31.3%といったものが挙げられている。

さらに、エネルギー・プロバイダーである電力会社・ガス会社や、国・都道府県・市町村といった側からの協力に対する必要性も高い。すなわち「電力会社・ガス会社等の省エネ・温暖化対策についての積極的協力」32.7%、「国の省エネ・温暖化対策についての積極的協力」31.6%、「都道府県が省エネ・温暖化対策について積極的に協力してほしい」26.0%、「市町村の省エネ・温暖化対策についての積極的協力」27.0%という状況である。

表 1-10 省エネ活動・地球温暖化対策に必要とされること(N=1,270、複数回答)

	2014 年度	(参考) 2006 年度	(参考) 2007 年度	(参考) 2008 年度	(参考) 2009 年度	(参考) 2010 年度	(参考) 2011 年度	(参考) 2012 年度
専門家のアドバイスがほしい	295 (23.2%)	285 (31.1%)	142 (12.3%)	459 (32.2%)	389 (29.4%)	357 (28.6%)	371 (29.8%)	352 (26.8%)
省エネ情報・温暖化対策情報の提供	368 (29.0%)	428 (46.7%)	198 (17.1%)	618 (43.3%)	507 (38.3%)	490 (39.2%)	457 (36.7%)	485 (37.0%)
省エネルギー診断・温暖化対策診断	175 (13.8%)	180 (19.6%)	260 (22.5%)	284 (19.9%)	237 (17.9%)	210 (16.8%)	179 (14.4%)	205 (15.6%)
省エネ投資・温暖化対策投資の 費用対効果の情報提供	489 (38.5%)	448 (48.9%)	629 (54.3%)	718 (50.3%)	653 (49.3%)	632 (50.6%)	592 (47.5%)	605 (46.1%)
省エネ投資・温暖化対策投資の 補助金、低利融資等の紹介	405 (31.9%)	282 (30.8%)	339 (29.3%)	456 (32.0%)	381 (28.8%)	386 (30.9%)	395 (31.7%)	414 (31.6%)
省エネ投資・温暖化対策投資の 補助金、低利融資等の創設	370 (29.1%)	316 (34.5%)	411 (35.5%)	539 (37.8%)	454 (34.3%)	466 (37.3%)	420 (33.7%)	425 (32.4%)
先進事例の紹介	398 (31.3%)	393 (42.9%)	499 (43.1%)	542 (38.0%)	462 (34.9%)	461 (36.9%)	495 (39.7%)	496 (37.8%)
人材の教育、育成	145 (11.4%)	152 (16.6%)	187 (16.1%)	206 (14.4%)	182 (13.7%)	167 (13.4%)	164 (13.2%)	179 (13.6%)
電力会社・ガス会社等の省エネ・ 温暖化対策についての積極的協力	415 (32.7%)	402 (43.8%)	484 (41.8%)	598 (41.9%)	539 (40.7%)	484 (38.8%)	475 (38.1%)	521 (39.7%)
市町村の省エネ・温暖化対策 についての積極的協力	343 (27.0%)	318 (34.7%)	360 (31.1%)	511 (35.8%)	433 (32.7%)	397 (31.8%)	393 (31.5%)	383 (29.2%)
都道府県が省エネ・温暖化対策 について積極的に協力してほしい	330 (26.0%)	282 (30.8%)	346 (29.9%)	489 (34.3%)	405 (30.6%)	402 (32.2%)	390 (31.3%)	384 (29.3%)
国の省エネ・温暖化対策について の積極的協力	401 (31.6%)	353 (38.5%)	396 (34.2%)	545 (38.2%)	487 (36.8%)	457 (36.6%)	470 (37.7%)	463 (35.3%)
診療報酬に省エネ・温暖化対策面 からの配慮	579 (45.6%)	504 (55.0%)	669 (57.8%)	793 (55.6%)	706 (53.3%)	631 (50.5%)	638 (51.2%)	664 (50.6%)
税制に省エネ・温暖化対策面から の配慮	506 (39.8%)	452 (49.3%)	582 (50.3%)	673 (47.2%)	610 (46.1%)	560 (44.8%)	562 (45.1%)	566 (43.1%)
その他	30 (2.4%)	27 (2.9%)	39 (3.4%)	34 (2.4%)	31 (2.3%)	18 (1.4%)	15 (1.2%)	22 (1.7%)
総数	1270 (100.0%)	917 (100.0%)	1158 (100.0%)	1427 (100.0%)	1324 (100.0%)	1249 (100.0%)	1246 (100.0%)	1312 (100.0%)

(2) 電気料金の高騰や再生可能エネルギー賦課金の増大に対する医療面での対応を

国や電気事業者にあつては、次に示すような医療面等への対応がなされるべきである。

- i) 医療機関や在宅医療患者等に対して、「料金を据え置く」という例外措置を
- ii) 値上げ分を診療報酬に反映させる財源の確保を
- iii) 医療機関や在宅医療患者に配慮した料金パターンの導入を
- iv) 省エネ性能の高い施設整備・設備機器導入に際しての補助制度や税制面での配慮を

(3) 民間病院業界の低炭素社会実行計画フォローアップ作業等への国の経済的支援を

京都議定書への対応は、日本医師会が自主的な費用負担により地球温暖化対策自主行動計画フォローアップを行ってきた。しかし、COP21 以後の中期目標の達成や、国が策定している「地球温暖化対策計画(案)」の長期目標の達成を図るためには、自主的な費用負担だけでこれに対応をすることは限界にきていると考えられる。

このため、まず民間病院業界の中期的な低炭素社会実行計画フォローアップ作業への、当面の経済的支援が国に求められる。

さらには、長期的にみた「地球温暖化対策計画(案)」の目標達成への対応は、非常に厳しい対応が求められることから、これについても低炭素社会実行計画フォローアップ作業をはるかに超える、経済的支援が国に求められるものである。

### 3. 国の制度的枠組に関する提言

国の制度的枠組に関する提言としては、次にあるような事項が重要である。

- 1) 新たな「(仮)地球温暖化対策のための厚生労働省電力・ガスユーザー勉強会」の設置を
- 2) 2030年・2050年の中期・長期の削減目標は、厚生労働省所管団体の「環境自主行動計画のフォローアップ会議」で方策も含め協

議を

- 3) 「環境自主行動計画のフォローアップ会議」は検討内容・方法等の抜本的な見直しを
- 4) 「再エネ特措法改正」後も固定価格買取制度の問題解消と説明責任を
- 5) 「改正省エネ法」の電気需要平準化評価原単位は国際的に通用せず、特定ユーザーの利益になるのみの制度を抜本的に見直しを

特に、1)新たな「(仮)地球温暖化対策のための厚生労働省電力・ガスユーザー勉強会」の設置をについては、「環境自主行動計画のフォローアップ会議」の抜本的な見直しと並行して、厚生労働省関係団体及びその構成員等が電力・ガスユーザーという視点から、国が進めている様々な地球温暖化対策や関連審議会・委員会等で行われている審議内容・結果について、正確な情報を持つとともに、これを評価し政策提言することも非常に重要である。

このため、下記のような内容を勉強・研究する、新たな「(仮)地球温暖化対策のための厚生労働省電力・ガスユーザー勉強会」を設置する必要がある。

特に国の「地球温暖化対策計画(案)」で示された、80%削減を実現していくためには、縦割りの各団体毎の対応では達成が非常に困難なことから、これまでの枠を超え、広く電力・ガスユーザーの視点からこの問題を検討していくことが必要である。

- i) 中期・長期の地球温暖化対策計画の内容と実現プロセスについて
- ii) 地球温暖化対策に関連する審議会・委員会での提出資料・審議内容・結果について(例えば、再生可能エネルギー電気調達のための入札の実施について)
- iii) 省エネ・温暖化対策に関する税制施策について
- iv) 省エネ投資・温暖化対策投資の費用対効果について
- v) 省エネ投資・温暖化対策投資の補助金、低利融資等について

- vi) 電力システム改革の内容・審議状況・統計・先進事例等について
- vii) 先進事例の紹介と情報発信について
- viii) 電力・ガス関係の国・公共・民間等機関・組織への意見・提言について

#### 4. 今後の重要課題としての外部環境の整備等

最後に、「今後の重要課題としてのCO<sub>2</sub>排出を取り巻く外部環境の整備等」として、次にあるような事項を国等に対して提言するものである。

- 1) 2030年に向けた電力提供事業者の「使用端排出係数」削減率の大幅な低減への見直しを
- 2) 国は具体的な「(仮)2050年CO<sub>2</sub>の80%削減目標実現のための対応支援構想」の策定・実行を
- 3) 「電力システム改革」の地球温暖化対策との政策的整合性の問題と進捗実態の定常的なフォローアップを

##### (1) 2030年に向けた電力提供事業者の「使用端排出係数」削減率の大幅な低減への見直しを

電気事業連合会は「電気事業における環境行動計画」の中で、2030年度を目標年度とする「使用端排出係数」の削減目標を公表している。その内容は「基準年度を2013年度として、2013年度の『使用端排出係数』0.554kg-CO<sub>2</sub>/kWh (100.0)から、2030年度までにこれを35%減の0.370 kg-CO<sub>2</sub>/kWhに低減する」というものである。これは一見、大きな削減率と見えるものである。しかし、この基準年度を「病院における低炭素社会実行計画」と同じ2006年度(100.0)とした場合に、目標年度の「使用端排出係数」は90.2となり、わずか9.8%の減少でしかないことになる。(表1-3参照)

このため、2006年度を基準年度とする病院業界において、中期的・長期的に「CO<sub>2</sub>排出原単位」を削減していくためには、自由化が前提となる電力業界において、全電力

提供事業者が現在電気事業連合会で示している目標削減率を、大きく上回る削減率にするような大幅な見直しと、その実現のための実行が必要である。

##### (2) 国は具体的な「(仮)2050年CO<sub>2</sub>の80%削減目標実現のための対応支援構想」の策定・実行を

「地球温暖化対策計画(案)」において、国が示した「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減」といった長期的目標は、これまでの削減過程からみると、非常にハードルの高い目標値である。

そこで、国においては「従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指す」ことが必要であるとしている。

しかし、地熱発電のように、既存技術で大きなベース電源を確保出来る方法もあり、これまでは規制の問題や取組み努力の問題等のために進まなかっただけであることから、こうした既存技術で対応出来るものについても、これまで以上の努力をすべきである。

そこで考察の2と3に示した事項等を含む、具体的かつ総合的な「(仮)2050年CO<sub>2</sub>の80%削減目標実現のための対応支援構想」を、国が策定・実行すべきことを提言する。

##### (3) 電力システム改革の地球温暖化対策との政策的整合性の問題と進捗実態の定常的なフォローアップを

国の「電力システム改革」の柱が「電力小売りの全面的自由化」であるが、これについては幾つか危惧される点がある。

まず第一に危惧される点は、自由化に伴い大手都市ガス事業者のように、LNG火力(一部では石炭火力まで導入する)を発電源とする事業者が、新電力市場に参入して、

大きなシェアを占める場合である。この場合、新規参入事業者の CO2 排出係数は大きく、病院の CO2 排出原単位の削減に全く寄与せず、逆にこれを増加させることになってしまう。

また、野村宗訓関西学院大学教授からは、電力自由化の先進国である英国では、「自由化後の複雑な料金設定に利用者困惑」、「英国での値下げは自由化直後の 6 年だけ」、「低料金の長期維持には発電量の確保重要」と、三つの問題点を挙げている。

さらにこれ以外にも、電力自由化先進国の英国における中・長期的な問題点の指摘の例が多々挙げられる。

このため国においてはまず、電力システム改革と国際的公約としての「約束草案」や、「地球温暖化対策計画(案)」との政策的整合性の問題を解消すべきである。そして、電力システム改革及び電力自由化に関する、政策の具体的内容、審議会での審議内容・結論、統計等の情報をこれまで以上に公開し、定常的にフォローアップしていくことが必要である。

また、自由化の先進国における情報についても、積極的に収集・公開していくことも必要である。

## E. 結論

病院業界としては、国が約束草案として「パリ協定」で採択した、中期目標である 2030 年までの削減目標をやや上回る、CO2 排出原単位の削減を達成することについては、可能性はかなりあると考えられる。

しかし、「地球温暖化対策推進本部」で決定された「地球温暖化対策計画(案)」における、「長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」ことについては、ほとんどその達成方法についてイメージをすることすら出来ない状況にある。

すなわち、これまで病院業界として「業務その他部門」の中では、かなり先行して CO2 排出原単位の削減を実現してきた。

しかし、「長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減」については、病院業界内だけでの努力には限界があり、CO2 排出を取り巻く様々な外部環境の整備等が不可欠と考えられる。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

未定

### 2. 学会発表

未定

## H. 知的財産権の出願・登録状況

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

なし

2. 病院業界における COP21 以降の我が国における  
CO<sub>2</sub> 削減目標の設定に関する研究

1) 2020年以降の気候変動に関する国際的枠組み(パリ協定)と我が国の取組み

(1) パリ協定(COP21)等の前提となる「持続可能な開発目標」(SDGs)

### ① 国連事務総長による「持続可能な開発目標」(SDGs)のコンセプト

気候変動に対する対策(緩和策)を協議する、国連気候変動枠組条約締約国会議(Conference of the Parties、COP)の前提となるものが、国連環境計画(UNEP)・世界気象機関(WMO)により1988年(昭和63年)に設置された政府間機関である「気候変動に関する政府間パネル」(Intergovernmental Panel on Climate Change、「IPCC」)であるが、それは国連が2015年に採決した「持続可能な開発目標」(SDGs)の一部の目標達成を目指しているものである。(参考資料・図2-2の第13番目のもの)

この「持続可能な開発目標」(SDGs)に関し、潘基文(パン・ギムン)国連事務総長は、ポスト2015持続可能な開発アジェンダに関する「統合報告書(synthesis report)」(『The Road to Dignity by 2030: Ending Poverty, Transforming All Lives and Protecting the Planet』)を国連総会に提出しているが、この報告書は、「人間」と「地球」を中心に据え、人権に裏づけられた新たなグローバル・アジェンダ策定に向けた、交渉の指針となるものであるとも述べている。(参考資料・図2-1参照)

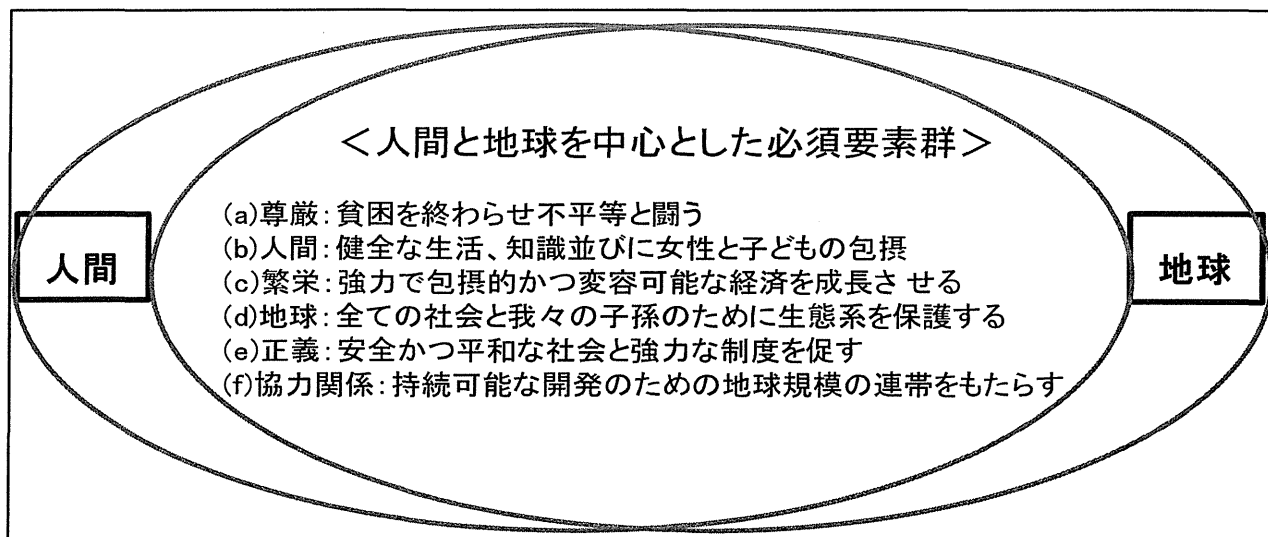
すなわち、パリ協定(COP21)を包含している「持続可能な開発目標」(SDGs)のコンセプトは、「人間」と「地球」を中心に据えたものであることを、再認識すべきである。

### ② 2016年1月1日に発効した「持続可能な開発目標」(SDGs)とパリ協定(COP21)の位置づけ

この「持続可能な開発目標」(SDGs)は、2016年1月1日に国連において発効した。

その目標は大きく17目標が設定され、気候変動に関するものは、「目標13:気候変動とその影響に取り組むため、緊急の措置を講じること」と明記されている。(参考資料・図2-2参照)

参考資料・図 2-1:国連事務総長によるポスト 2015 持続可能な開発アジェンダに関する  
統合報告書の概要 (2014 年・平成 26 年)



注: 報告書の趣旨に従って図を挿入するとともに、一部加筆。  
資料: 「ポスト 2015 年持続可能な開発アジェンダ に関する事務総長統合報告書」 国際連合広報センター

参考資料・図 2-2:国連で 2016 年 1 月 1 日に発効した「持続可能な開発目標」(SDGs)

目標 1: あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
目標 2: 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
目標 3: あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
目標 4: すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標 5: ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
目標 6: すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
目標 7: すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
目標 8: すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する
目標 9: レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
目標 10: 国内および国家間の不平等を是正する
目標 11: 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
目標 12: 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
目標 13: 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
目標 14: 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
目標 15: 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
目標 16: 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
目標 17: 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料: 「持続可能な開発目標、2016 年 1 月 1 日に発効(概観)」 国際連合広報センター・プレスリリース



## (2) パリ協定 (COP21) と我が国の約束草案

### ① パリ協定 (COP21) の概要

気候変動に対する対策(緩和策)を協議する、国連気候変動枠組条約締約国会議 (Conference of the Parties、COP) が毎年年末に開催されているが、2015年12月のCOP21(パリ)において、史上初めてすべての国が参加する枠組みとして、「パリ協定」が採択された。これは京都議定書に代わる、2020年以降2030年を目標とする、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである。

また、世界共通の長期目標として2°C目標(上昇をこれ以内に収める)を設定し、さらに1.5°Cに抑える努力を追求することに言及した。そして、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新することとなった。(図2-1、2参照)

#### 【パリ協定(2020年以降の気候変動に関する国際的枠組み)】

2015年12月のCOP21(パリ)において、史上初めて、すべての国が参加する枠組みとして、「パリ協定」が採択された。

資料:「気候変動交渉と日本の取組」外務省、2016年1月

パリ協定における世界各国の目標・戦略をみると、各国は約束(削減目標)を作成・提出・維持する義務(shall)があるとともに、削減目標の目的を達成するための国内対策をとる義務(shall)があるとしている。(図2-3参照)

そして、削減目標は従来より前進を示す(will)ものとして、5年ごとに提出(shall)することとなった。すなわち、COP21決定として、2020年までに削減目標を提出又は更新することとなった。

また、先進国は経済全体の絶対量目標を設定し主導すべき(should、努力義務)ことも明記された。

パリ協定に提出された温室効果ガスの2030年削減目標(米国は2025年)について、

先進主要国である米国・EUの約束素案と我が国のものを比較すると、2013年比の削減率は我が国(26.0%)が米国(18~21%、2025年)・EU(24%)に比べ多いが、2005年比では米国(26~28%、2025年)・EU(35%)の方が我が国(25.4%)よりも多い。これは、我が国の温室効果ガス排出量が、2011年から原子力発電所が停止して、その後減少せず2013年まで上昇してきたことによる。これに対し、米国・EUは温室効果ガス排出量が1990年当時高かったとはいえ、2013年までにかなり削減したことによるものと考えられる。(図2-4参照)

### ② 我が国の約束草案(2030年度の温室効果ガス排出削減目標)

パリ協定における我が国の約束草案(中期目標とする2030年度の温室効果ガス排出削減目標)として、基準年度が2005年度と2013年度の2案提示されたが、これまでの病院業界の基準年度2006年度に近い案が、2005年度比▲25.4%、対前年削減率1.17%減(2005年~2030年の25年間)である。(図2-5参照)

#### 【パリ協定における我が国の約束草案：2030年度の温室効果ガス排出削減目標】

●2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案は、2030年度に2013年度比▲26.0%(2005年度比▲25.4%、対前年削減率1.17%減)の水準(約10億4,200万t-CO<sub>2</sub>)にすることとする。

資料:「気候変動交渉と日本の取組」外務省、2016年1月

図2-1 2020年以降の枠組み：パリ協定（概要）

- COP21(2015年11月30日～12月13日、於：フランス・パリ)において、「パリ協定」(Paris Agreement)が採択。
- ✓ 京都議定書に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。
- ✓ 歴史上はじめて、すべての国が参加する公平な合意。
- 安倍総理が首脳会合に出席。
- ✓ 2020年に現状の1.3倍となる約1.3兆円の資金支援を発表。
- ✓ 2020年に1000億ドルという目標の達成に貢献し、合意に向けた交渉を後押し。



- パリ協定には、以下の要素が盛り込まれた。
- ✓ 世界共通の長期目標として2°C目標の設定。1.5°Cに抑える努力を追求することに関及。
- ✓ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新。
- ✓ すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- ✓ 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- ✓ イノベーションの重要性の位置付け。
- ✓ 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み(グローバル・ストックテイク)。
- ✓ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
- ✓ 我が国提案の二国間クレジット制度(JCM)も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。
- ✓ 発効要件に国数及び排出量を用いること。

4

資料：「気候変動交渉と日本の取組」外務省、2016年1月

図2-2 パリ協定の目的・目標（2条等）

### パリ協定の目的（第2条）

以下により気候変動の脅威への世界の対応を強化することを目的とする。

- a. 世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球平均気温上昇を2°Cより十分下方に保持。また、1.5°Cに抑える努力を追及。
- b. 気候変動に関する適応能力の拡充、強靱性及び低排出開発を促進。
- c. 低排出及び強靱な開発に向けた経路に整合する資金フローを構築。



### 緩和の目標（第4条1項）

➤ 2条の目的を達するため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成するよう、世界の排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減する。

### 適応の目標（第7条1項）

➤ 適応能力を拡充し、強靱性を強化し、脆弱性を低減させる世界全体の目標(global goal on adaptation)を設定。

資料：「COP21の成果と今後」環境省地球環境局国際地球温暖化対策室、2015年12月

図2-3 パリ協定における世界・各国の目標・戦略(2条等)

長期目標の下、各国は5年毎に、従来より前進した約束(削減目標)を提出・維持し、削減目標の目的を達成するための国内対策を追求。また長期の低排出戦略を策定。

世界全体の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成するよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減。</li> </ul>
各国の削減目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各国は、約束(削減目標)を作成・提出・維持する義務(shall)。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる義務(shall)。 (COP決定):最初の削減目標を協定締結等の前に提出</li> <li>● 削減目標は従来より前進を示す(will)。5年ごとに提出(shall)。 (COP決定):2020年までに削減目標を提出又は更新。 COPの少なくとも9~12ヶ月前に提出</li> <li>● 先進国は経済全体の絶対量目標を設定し主導すべき(should)。</li> <li>● 途上国は削減努力を強化すべきであり、経済全体の目標への移行を奨励。</li> </ul>
長期の戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての国が長期の温室効果ガス低排出開発戦略を策定・提出するよう努めるべき(should)。(COP決定):2020年までの提出を招請</li> </ul>

※ 上記の実施に関しては、一部、COP決定に含まれているが、更なる詳細は今後議論される。

資料:「COP21の成果と今後」環境省地球環境局国際地球温暖化対策室、2015年12月

図2-4 パリ協定における主要国の約束草案(温室効果ガスの排出削減目標)の比較

国名	1990年比	2005年比	2013年比
日本	▲18.0% (2030年)	▲25.4% (2030年)	▲26.0% (2030年)
米国	▲14~16% (2025年)	▲26~28% (2025年)	▲18~21% (2025年)
EU	▲40% (2030年)	▲35% (2030年)	▲24% (2030年)
中国	2030年までに、2005年比でGDP当たりの二酸化炭素排出を-60~-65%(2005年比) 2030年頃に、二酸化炭素排出のピークを達成		
韓国	+81% (2030年)	▲4% (2030年)	▲22% (2030年)

◆ 米国は2005年比の数字を、EUは1990年比の数字を削減目標として提出  
◆ 韓国は「2030年(対策無しケース)比37%削減」を削減目標として提出

資料:「COP21の結果と今後の課題」外務省、2016年1月

図2-5 気候変動に関する日本の取り組み

約束草案:2030年度の温室効果ガス排出削減目標

### 日本の約束草案

○2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案は、エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、**2030年度に2013年度比▲26.0%(2005年度比▲25.4%)の水準(約10億4,200万t-CO<sub>2</sub>)にすることとする。**

### 公平性・野心度、条約2条の目的達成に向けた貢献、 明確性・透明性・理解促進のための情報等

○GDP当たり排出量を4割以上改善、一人当たり排出量を約2割改善することで、世界最高水準を維持するものであり、**国際的にも遜色のない野心的な目標。**

- 日本のGDP当たりエネルギー消費量は現時点でも他のG7諸国の平均より約3割少なく、世界の最高水準にある。そこからさらに2030年に向けて**35%のエネルギー効率の改善を目指す。**
- 上記エネルギーミックスでは、総発電電力量に占める再生可能エネルギーの比率を22-24%程度、原子力の比率を22-20%程度としている(足下から、**太陽光は7倍、風力・地熱は4倍の発電電力量を見込んで**いる)。

○IPCC第5次評価報告書で示された、2°C目標達成のための2050年までの長期的な温室効果ガス排出削減に向けた排出経路や、我が国が掲げる「2050年世界半減、先進国全体80%減」との目標に整合的なもの。

○JCMについては、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウント。

7

資料:「気候変動交渉と日本の取組」外務省、2016年1月

## ③ 今後のスケジュールと対応

### 1) パリ協定に関する今後のスケジュール

パリ協定の発効要件は、55か国以上が締結、かつ締結国の排出量が全体の55%以上の条件が満たされた、30日後に発効することになっている。

そして、パリ協定発効後最初のCOPの機会に開催される、「第1回パリ協定締約国会合」で各種詳細ルール等を探択予定となっている。(図2-6参照)

また、2020年までのスケジュールとしては、2020年までに各国の削減目標の更新・提出が求められているとともに、「長期(2050年目標等)の低排出開発戦略」を策定・提出することも努力義務とされている。(図2-3、6参照)

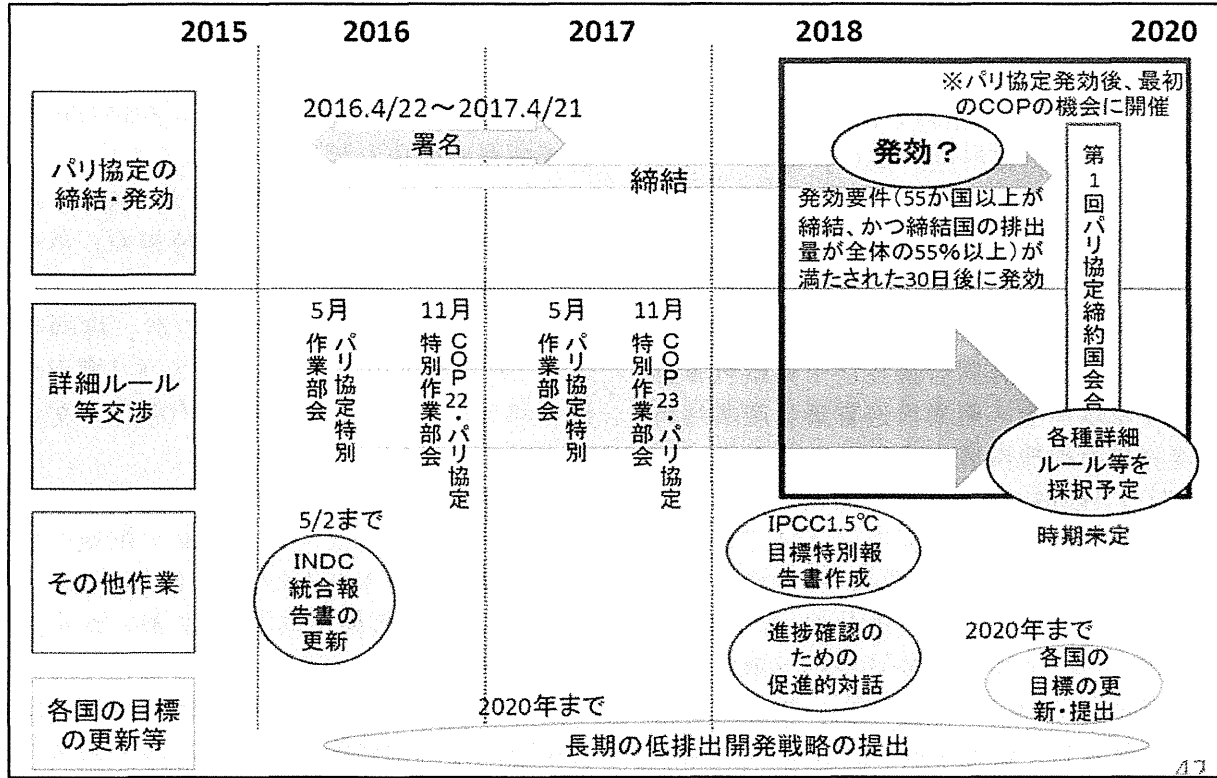
### 2) 我が国の今後の対応

パリ協定を踏まえた我が国の今後の対応としては第一に、2016年春までに「地球温暖化対策計画」を策定することとし、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討することが、2015年12月22日の地球温暖化対策推進本部により決定されている。(図2-7参照)

また第二に、2016年春までに国は先導的な対策を盛り込んだ政府実行計画を策定し、率先して取組を実施することも決定している。(図2-7参照)

さらに第三に、国が旗振り役となって「地球温暖化防止国民運動」を強化することとし、地方公共団体、産業界、全国地球温暖化防止活動推進センター、NPO等多様な主体が連携し、情報発信、意識改革、行動喚起を進めることも決定している。

図2-6 パリ協定に関する今後のスケジュール



資料: 「COP21 の成果と今後」環境省地球環境局国際地球温暖化対策室、2015年12月

図2-7 パリ協定を踏まえた我が国の今後の対応

(2015年12月22日、地球温暖化対策推進本部決定)

**I. 国内対策の取組の方針**

- 1. 地球温暖化対策計画の策定**  
来春までに地球温暖化対策計画を策定。中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討。
- 2. 政府実行計画の策定**  
政府は来春までに、先導的な対策を盛り込んだ政府実行計画を策定。率先して取組を実施。
- 3. 国民運動の強化**  
政府が旗振り役となって地球温暖化防止国民運動を強化。地方公共団体、産業界、全国地球温暖化防止活動推進センター、NPO等多様な主体が連携し、情報発信、意識改革、行動喚起を進める。

**II. 美しい星への行動2.0(ACE2.0)の実施**

- 1. 途上国における気候変動対策の実施**  
2020年に、途上国において、官民合わせて年間約1兆3,000億円(現在の1.3倍)の気候変動関連事業を実施。
- 2. エネルギー・環境イノベーション戦略の策定**  
春までに「エネルギー・環境イノベーション戦略」を策定。革新的技術の開発について集中すべき有望分野を特定し、研究開発を強化。

**III. パリ協定の署名・締結・実施に向けた取組**

パリ協定の実施に向けて国際的な詳細なルールの構築に我が国としても積極的に貢献していくとともに、我が国の署名及び締結に向けて必要な準備を進める。

資料: 「COP21 の成果と今後」環境省地球環境局国際地球温暖化対策室、2015年12月

### (3) 「地球温暖化対策計画（案）」及び「第4次環境基本計画」

#### ① 地球温暖化対策推進本部で決定された「地球温暖化対策計画（案）」等

##### 1) 「地球温暖化対策計画（案）」

パリ協定の採択を受け、2016年3月4日の「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会議及び中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合（第45回）」（以後、「中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合」ともいう）において、「地球温暖化対策計画（案）」等が採択された。この「地球温暖化対策計画（案）」は、2016年3月15日に内閣官房の「地球温暖化対策推進本部」で議論され、我が国の当面の方針として決定された。（図2-8参照）

「地球温暖化対策計画（案）」に示された「我が国の地球温暖化対策の目指す方向」の内容は、第一にパリ協定の約束草案にある「中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けた取組」を示したことである。すなわち、「国連気候変動枠組条約事務局に提出した『日本の約束草案』に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準にするとの中期目標の達成に向けて着実に取り組む」としている。（図2-8参照）

また第二に、「長期的な目標を見据えた戦略的取組」も示している。すなわちパリ協定等を踏まえ、「地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としている。（図1-8参照）

さらに第三として、前記目標を達成するため「世界の温室効果ガスの削減に向けた取組」を示している。すなわち、「地球温暖化対策と経済の成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である」として、「環境エネルギー技術革新計画（平成25年9月13日総

合科学技術会議）」等を踏まえつつ、「『エネルギー・環境イノベーション戦略』（平成28年4月予定）に基づき、従来の取組の延長ではない有望分野に関する革新的技術研究開発を強化していく」としている。

しかし、その「地球温暖化対策・施策」の中の、「B 業務その他部門の取組み」及び「C 家庭部門の取組み」で、各々CO<sub>2</sub>排出量の約4割削減が示されているが、同時に各々「その最大の増加要因」として「電力の排出原単位（使用端排出係数）の悪化」を挙げている。（図2-9、10参照）

すなわち、表4でみたように、電力ユーザーだけの努力ではCO<sub>2</sub>排出量の削減には限界があり、根本的な解決には「電力の排出原単位（使用端排出係数）の改善」を早急に推進することしかないということである。

このことを、後記の国土交通省の「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等においても、建築主に全てCO<sub>2</sub>排出量の削減の責任を転嫁するのではなく、電気事業者における「電力の排出原単位（使用端排出係数）の改善」の責任を十分認識した上で、法律の施行を図るべきである。

図 2-8 我が国「地球温暖化対策計画(案)」の中期・長期目標(平成 28 年 3 月 15 日)

### 1. 中期目標 (2030 年度削減目標) の達成に向けた取組

国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)の水準にするとの中期目標の達成に向けて着実に取り組む。

### 2. 長期的な目標を見据えた戦略的取組

2015年6月にドイツ・エルマウで開催されたG7サミットの首脳宣言では、今世紀中の世界経済の脱炭素化のため、世界全体の温室効果ガス排出の大幅な削減が必要であること、世界全体での対応によってのみこの課題に対処できること、世界全体の排出削減目標に向けた共通のビジョンとして2050年までに2010年比で40%から70%の幅の上方の削減とすることを気候変動枠組条約の全締約国と共有すること、長期的な各国の低炭素戦略を策定することなどが盛り込まれた。

また、パリ協定では、気温上昇を2℃より十分低く保持すること等を目的とし、この目的を達成するよう、世界の排出のピークをできる限り早くするものとし、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を今世紀後半に達成するために、最新の科学に従って早期の削減を目指すとなっている。さらに、パリ協定では、主要排出国を含む全ての国が貢献を5年ごとに提出・更新すること、また協定の目的に留意し、長期の温室効果ガス低排出発展戦略を作成・提出するよう努めるべきこと等が規定されている。こうした中で、我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。

### 3. 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。世界全体の温室効果ガスを削減していくには、世界全体で効果的な削減を実現する必要があり、環境エネルギー技術革新計画(平成25年9月13日総合科学技術会議)等を踏まえつつ開発・実証を進めるとともに、「エネルギー・環境イノベーション戦略」(平成28年4月〇日総合科学技術・イノベーション会議決定)に基づき、従来の取組の延長ではない有望分野に関する革新的技術の研究開発を強化していく。加えて、我が国が有する優れた技術を活かし、世界全体の温室効果ガスの排出削減等に最大限貢献する。

資料:「地球温暖化対策計画(案)」内閣官房(地球温暖化対策推進本部)、環境省、経済産業省、平成 28 年 3 月

15 日

図 2-9 我が国「地球温暖化対策計画(案)」における「B. 業務その他部門の取組」

業務その他部門における2013年度の二酸化炭素排出量は、2億7,900万t-CO<sub>2</sub>であり、2005年度比で16.7%増加している。最大の増加要因は電力の排出原単位の悪化であり、次いで業務床面積の増大等が続いている。一方、2030年度目標の達成に向け、同部門の排出量を約4割削減する必要があり、地球温暖化対策推進法による温室効果ガス排出削減対策、省エネルギー法に基づく措置や低炭素社会実行計画に基づく対策の着実な推進等を通じて排出抑制を図る。

また、オフィス等で使用される機器の効率向上・普及やその運用の最適化を図ることにより業務その他部門のエネルギー消費量の抑制が図られることから、より一層の機器のエネルギー効率の向上の促進、エネルギー管理の徹底等を図る。

資料:「地球温暖化対策計画(案)」内閣官房(地球温暖化対策推進本部)、環境省、経済産業省、平成28年月15日

図 2-10 我が国「地球温暖化対策計画(案)」における「C. 家庭部門の取組」

家庭部門における2013年度の二酸化炭素排出量は、2億100万t-CO<sub>2</sub>であり、2005年度比で11.9%増加している。最大の増加要因は電力の排出原単位の悪化であり、次いで世帯数の増加等が続いている。一方、2030年度目標の達成に向け、同部門の排出量を約4割削減する必要があり、住宅の省エネルギー性能の向上等を図るとともに、国民が地球温暖化問題を自らの問題としてとらえ、ライフスタイルを不断に見直し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策、エネルギー管理の徹底に努めることを促す。

また、家庭で使用される機器の効率向上・普及やその運用の最適化を図ることにより家庭部門のエネルギー消費量の抑制が図られることから、事業者においては、より一層の機器のエネルギー効率の向上を図るとともに、機器の利用に伴う二酸化炭素排出に関する国民への正確かつ適切な情報提供を推進する。

資料:「地球温暖化対策計画(案)」内閣官房(地球温暖化対策推進本部)、環境省、経済産業省、平成28年月15日



## 2) 「政府実行計画(骨子案)」

2016年3月4日の「中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合」においては、「政府実行計画(政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画)(骨子案)」も採択された。これも前記と同様に、「地球温暖化対策推進本部」で議論され、我が国の当面の方針として決定された。(図2-11参照)

この中では、次のような趣旨の政府に関する目標・主な対策が示されている。

そして、政府に関する目標・計画期間として、一つは「2013年度を基準年として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの2030年度における排出量を政府全体で40%削減することを目標とする」ことが示されている。また、「2020年度の温室効果ガス排出量の削減率の中間目標を定め」、「5年ごとに計画を見直しながらか進めるもの」としている。(図2-11参照)

図2-11 「政府実行計画(骨子案)」の概要(平成28年3月15日)

- 地球温暖化対策計画に即して、政府のオフィス等に関する温暖化対策の計画である政府実行計画を策定。
- 政府が率先した取組を行うことで、地方公共団体や民間企業への波及を期待。

### (1) 目標・計画期間

- ① 2013年度を基準年として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの2030年度における排出量を政府全体で40%削減することを目標とする。
- ② 2020年度の温室効果ガス排出量の削減率の中間目標を定め、5年ごとに計画を見直しながらか進めるものとする。

### (2) 主な対策

- ① 各府省において省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づく運用改善・費用対効果の高い合理的なハード対策を実施
- ② エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底(BEMSの導入等)
- ③ 庁舎の新設・改修時や、老朽化を前提とした既存照明の入替え時等において、2020年度までにLED照明を可能な限り率先導入
- ④ 庁舎のエネルギー消費実態の公開、温室効果ガス排出量(単位面積当たり)等のベンチマーク評価の導入、ワークライフバランスの促進といったソフト対策
- ⑤ 使用するエネルギーの低炭素化(グリーン契約法に基づく低炭素な電気の購入、燃料転換等)
- ⑥ 更新時にあわせた次世代自動車の率先導入
- ⑦ 新築時のZEB(ゼロ・エネルギー・ビル)の実現に向けた検討
- ⑧ その他、省エネルギー性能の高い機器の率先導入、用紙の使用量の削減等を実施

### (3) その他計画に盛り込む事項

- ① 各府省庁は、政府実行計画に即し、それぞれ実施計画を策定。PDCAサイクルを導入し、毎年点検結果を公表する。
- ② 政府実行計画のPDCAについては、これまで同様、毎年度、地球温暖化対策推進本部幹事会が行う。(環境省において、各府省庁の実施状況及び実施計画の点検結果をとりまとめ、中央環境審議会の意見を聴取。)

資料:「政府実行計画(骨子案)」内閣官房(地球温暖化対策推進本部)、環境省、経済産業省、平成28年3月15日

## ② 閣議決定されていた第4次環境基本計画の地球温暖化に関する取組

「中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合」で採択された、「地球温暖化対策計画(案)」において「地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」ことが示され、これは2016年3月15日に内閣官房の「地球温暖化対策本部」で議論され、我が国の当面の方針として決定された。(図2-8参照)

しかし、この長期的目標は、「第4次環境基本計画」の「地球温暖化に関する取組」として、民主党政権時の2012年(平成24年)4月27日に閣議決定されていたものでもある。(図2-12参照)


すなわち、そこで同様に「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」ことが閣議決定されていた。

図2-12 閣議決定された第4次環境基本計画の地球温暖化に関する取組

### 4. 地球温暖化に関する取組

- 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- 2013年以降の地球温暖化対策については、エネルギー政策の見直しと表裏一体で検討し策定する新たな温暖化対策の計画に基づき、施策を進める。また、カンクン合意(\*)に基づき、先進国・途上国の排出削減に取り組む。
- 2013年以降の国際交渉について、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを早急に構築するために、国際的議論に積極的に貢献。
- 具体的な施策:
  - ① 科学的知見の充実
  - ② エネルギー起源CO<sub>2</sub>及びその他温室効果ガスの排出削減対策
  - ③ 森林等の吸収源対策・バイオマス資源等の活用
  - ④ 国際的な地球温暖化対策への貢献
  - ⑤ 適応策の推進 等

(\*) 気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)で採択された。先進国・途上国双方の削減目標・行動の同じ決定への位置付けや緑の気候基金の設立等が盛り込まれている。



資料: 「第四次環境基本計画パンフレット」環境省、2012年(平成24年)4月27日

## 2) 病院業界における COP21 以降の CO2 削減目標の設定

### (1) 病院における低炭素社会実行計画の削減目標の設定

病院業界では、「病院における地球温暖化対策自主行動計画」において、京都議定書に定められた削減目標を一つの指標として、エネルギー起源の二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出原単位を、2006 年を基準年として 2012 年まで対前年削減率 1% として実施し、これを上回る実績を挙げてきた。

このため、こうした実績や前記パリ協定における我が国の約束草案等を参考にするとともに、今後のエネルギーを取り巻く外部環境を考慮して、下記のような「病院における低炭素社会実行計画の 2030 年度削減目標」を設定することとした。

#### 【病院における低炭素社会実行計画の

#### 2030 年度削減目標】

数値目標指標は、エネルギー起源の二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出原単位 (病院延べ床面積当りの CO<sub>2</sub> 排出量、単位は CO<sub>2</sub> 換算の kg-CO<sub>2</sub>/㎡) とし、基準年度を 2006 年度 (地球温暖化対策自主行動計画と同じ) として、2030 年度までの 24 年間で、25.0% 削減 (対前年削減率 1.19%) することを目指すこととした。

#### ① 削減目標指標・基準年度の選択

2005 年の京都議定書目標達成計画の閣議決定の際、自主行動計画の目標指標として「CO<sub>2</sub> 排出原単位」、「CO<sub>2</sub> 排出量」、「エネルギー消費原単位」、及び「エネルギー消費量」の 4 通りが国において示された。

その際、自主行動計画における目標指標は、私立病院の業界ひいては各病院における努力目標を示すものであることから、地球温暖化対策への取り組みの成果が、エネルギー源の転換を含めて総合的に示されることが必要であるとした。

こうした視点から考えると、後者 2 つのエネルギー消費関係指標は、CO<sub>2</sub> 排出を抑制す

るためのエネルギー転換の要素を加味することが出来ない。

そして、前者 2 つの CO<sub>2</sub> 排出関係指標のうち、現状の私立病院業界において、自主努力が反映出来る目標値は「CO<sub>2</sub> 排出原単位」の方がより相応しいと考えられた。

そこで前自主行動計画においては、私立病院の活動指標として「延べ床面積 (㎡)」を取り上げ、目標指標として「延べ床面積当たりの CO<sub>2</sub> 排出量、kg-CO<sub>2</sub>/㎡」(CO<sub>2</sub> 排出原単位) を設定したが、今回の「病院における低炭素社会実行計画」の目標指標においても、フォローアップの継続性の観点から、前自主行動計画と同じ考え方をとることが望ましい。

また基準年度についても、フォローアップの継続性の観点から、前自主行動計画と同様の、2006 年度を基準年度とすることが望ましい。

#### ② 削減目標値設定の理由

削減目標値設定に際し参考とした各種削減指標として、次の 3 つの指標を参考にした。(表 2-1 参照)

すなわち、一つは「パリ協定」(COP21) に提出された「我が国の約束草案」(2 つの基準年度による目標が示されている)、一つは電力が病院の CO<sub>2</sub> 排出原単位の約 7 割を占めていることから、「電気事業連合会」が示した「電気事業における環境行動計画」の削減目標、そしてもう一つは「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」で規定された、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」(平成 25 年 (2013 年) 12 月 27 日経済産業省告示第 269 号) である。(表 2-1 参照)

これら 3 つ内 2 つの削減目標値は、各々異なる基準年度で 2030 年度の目標値が設定されていることから、これらを前記で設定した「病院における低炭素社会実行計画」の基準年度である 2006 年度に変換した。(表 2-2 参照)

表 2-1 削減目標設定に際し考慮した各種削減指標

背景資料		削減目標の内容
パリ協定 (COP21)	提出された 我が国の約束草案 (2016年1月)	2030年度に2013年度比▲26.0% (2005年度比▲25.4%、対前年削減率1.17%減) の水準(約10億4,200万t-CO <sub>2</sub> )にすることとする。
電気事業連合会	「電気事業における環境行動計画」 のフォローアップについて	政府が示す2030年度の長期エネルギー需給見通しに基づき、2030年度 に国全体の排出係数0.37kg-CO <sub>2</sub> /kWh程度(使用端)を目指す。※1、※2  ※1 本「目標・行動計画」が想定する電源構成比率や電力需要は、政府が長期エネルギー需給見通しで示したものであり、政府、事業者及び国民の協力により、2030年度に見通しが実現することを前提としている。 ※2 エネルギー・環境政策や技術開発の国内外の動向、事業環境の変化等を踏まえて、PDCAサイクルを推進する中で、必要に応じて本「目標・行動計画」を見直していく。
エネルギーの使用の 合理化等に関する 法律	工場等におけるエネルギーの使用 の合理化に関する事業者の判断の 基準 (平成25年(2013年)12月27日経済 産業省告示第269号)	Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置 事業者は、……………その設置している工場等におけるエネルギー消費原単位及び電 気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位(以下「電気需要平準化 評価原単位」という。)を管理し、その設置している工場等全体として又は工場ごとにエネ ルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を <u>中長期的にみて年平均1パーセント以 上低減</u> させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、1及び2に掲げる諸目 標及び措置の実現に努めるものとする。

資料: 「気候変動交渉と日本の取組」外務省、2016年1月

資料: 「電気事業における環境行動計画」電気事業連合会、2015年9月

資料: 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成25年12月27日経済産業省告示第269号)」経済産業省、2013年12月